

会 議 録

会議の名称		令和 7 年 9 月 定例教育委員会会議		
開催日時		令和 7 年 9 月 26 日 14 時 0 分開会 14 時 40 分閉会		
開催場所		つくば市役所本庁舎 4 階 401 会議室		
事務局		教育局教育総務課		
出席者	委員	教育長 森田 充 委 員 倉田 廣之 委 員 柳瀬 敬 委 員 和泉 なおこ 委 員 坂口 まり		
	委員以外の出席者	教育局長 久保田 靖彦 教育局次長兼健康教育課長 柳町 優子 教育局次長兼教育施設課長 勝村 英樹 教育局次長兼学務課長 森田 信道 教育総務課長 山岡 めぐみ 学び推進課長 岡野 知樹 特別支援教育推進室長 中島 澄枝 総合教育研究所長 一瀬 剛 教育相談センター所長 須藤 文雄 生涯学習推進課課長補佐 瓜阪 恵理名 文化財課長 石橋 充 中央図書館長 柴原 徹 教育局企画監 青木 孝之		
公開・非公開		☐ 公開 ☒ 非公開 ☐ 一部公開	傍聴者数	1 人
会議次第及び議事	1 開会			
	2 議事録承認			
	3 教育長の報告			
議事	4 案件			
	(1) 報告第 30 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について (つくば市教育委員会職員の分限処分について)			
	(2) 報告第 31 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について			

	(つくば市教育委員会職員の分限処分について)
5	その他
6	閉会

◎会議の概要

1 開会	
森田教育長	それでは時間になりましたので、ただいまから令和7年9月の定例会を開催いたします。お忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。本日もスムーズな会議進行に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。
2 議事録の承認	
森田教育長	まず、議事録の承認ですが、令和7年8月定例会の議事録を委員の皆様事前に確認していただいております。その後修正等がないようでしたら、議事録を承認することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
森田教育長	ありがとうございます。それでは署名人を坂口委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
3 教育長の報告	
森田教育長	続いて、教育長報告です。今回は9月の市議会での主な質問について報告させていただきます。 1点目は部活動の地域展開についてです。複数の議員の方から進捗状況等について質問を頂きまして、現在民間事業者やスポーツ少年団、地域クラブ等が運営を担い、各学校の実情に応じて地域展開を進めてきていることや、運動部及び吹奏楽部の休日における地域展開率は現在試行的に進めているものを含めて約40%である旨を答弁しています。また、実施内容については、既存の部活動を地域に移行するだけでなく、スポーツ・芸術文化活動の環境を持続可能な形で創出するなど、関係機関との連携を強化しながら、部活動の枠を超え、様々な活動ができる環境を作ることも考えていきます。 2つ目が、小・中・義務教育学校の体育館等へのエアコンの設置の計

委員一同 森田教育長	画についてです。エアコンの設置については早めに進めてほしいというお気持ちを皆様お持ちかと思いますが、まずは来年度開校する桜小学校の体育館に設置することをお答えしました。そして、既存の体育館については、整備手法、工事時期、工事費用等の様々な要件を検討し、今年度中には設置方針を決定する予定でございます。できるだけ早くという気持ちで私たちも進めていきたいと思っています。その他の質問については、小規模特認校説明会の参加者等について、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの市内配置状況、化学物質による香害及び環境過敏症状に関する実態調査の概要と結果について、命の安全教育、包括的性教育の実施状況等について質問がありました。私からの報告は以上です。 それでは、4の案件に入ります。本日の案件は、報告が2件です。いずれも人事案件のため非公開として進めたいと思います。委員の皆様、それでよろしいでしょうか。 はい。 ありがとうございます。それではそのように進めてまいります。非公開案件の審議に入りますので、傍聴人は一時退席をお願いします。
(1) 報告第 30 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分について） (2) 報告第 31 号 臨時に代理した事務の管理及び執行の状況について（つくば市教育委員会職員の分限処分について）	
森田教育長 山岡教育総務課長 森田教育長 委員一同	報告第 30 号及び第 31 号は関連がありますので、教育総務課から一括して説明をお願いします。 （議案に対する説明） 質問や確認事項がありましたらお願いします。よろしいですか。 はい。

森田教育長	では報告のとおりとさせていただきます。
5 その他	
森田教育長	審議すべき案件は以上となりますので、続いて、次第の5のその他に移ります。傍聴人がいましたら、入室させてください。 まずは健康教育課から選定療養費について説明がありますので、よろしくお願いします。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	つくば市学校等搬送時選定療養費助成金について説明させていただきます。令和6年12月2日から、茨城県において、重篤な救急患者の受け入れと県内の救急医療体制維持のため、救急車で搬送された患者のうち、緊急性が認められない場合に、選定療養費の徴収が始まりました。すでにつくば市内の学校においても、徴収の対象となった事例が2件ほどございました。そこで、学校現場において緊急搬送をためらわずに要請し迅速な対応に繋げるため、また、保護者の経済的負担の軽減を図るため、選定療養費が徴収された場合に助成を行うことを検討しております。現在交付要綱の制定を進めており、令和7年12月議会で補正予算を要求し、12月下旬に交付要綱を作成し、助成を開始する予定でございます。なお、すでに徴収の対象となった2件につきましては、遡って助成できるように準備を進めております。以上です。
森田教育長	ただいまの説明について、質問等がありますでしょうか。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	そもそも選定とは何を意味しているのでしょうか。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	緊急性の高いものから対応するという意味で、現場で緊急性が高いと考えると救急車で病院に搬送されても、病院で緊急性が低いと判断された場合、選定療養費が徴収されることがあります。実際に学校現場で発生した事例では、頭部に傷を負って出血し、気分が優れない状態であったため救急車を要請したものの、病院に着いてから自分である程度動くことができたので、緊急性が認められないと判断されたものがあつたと聞いております。徴収の対象となるかどうかは最終的には医師の判断によるものでして、学校に対しては緊急性が疑われる場合はためらわずに救

	急車を要請するよう通知しているところですが、こういった助成を行うことで、躊躇なく救急車を呼んでいただけるのではないかと考えております。
森田教育長	自分で歩くことができるのであれば緊急ではないと言われたケースがあったということですが、学校では首から上の部分の怪我に関してはすぐに救急車を呼ぶような意識を持っています。
和泉委員	先生が救急車を呼ばずに、自分で連れていった方が早いと判断するようなケースもあるのですかね。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	怪我や病気等、いろいろなパターンがありますが、首から上の怪我については救急搬送を要請することが多いです。軽度な怪我であれば、保護者に連絡し、保護者が迎えに来て医療機関に連れていくこともありますし、迎えに来られない時は、タクシー代を予算化しておりますので、タクシーを呼んで先生が医療機関へ連れていくこともあります。
柳瀬委員	福祉施設では、現場で判断するのではなく、ためらわずに救急搬送することが大前提になっています。結果的に判断するのは医師ですので。その認識は先生方も持っておいた方が良いと思います。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	おっしゃるように、現場ではためらわずに救急車を呼んでほしいという話を学校にはしております。茨城県からは、判断に迷う場合には#8000にかけてもらえれば選定療養費がかからないと言われているのですが、緊急の場合にはためらわずに救急車を呼んでほしいと伝えています。
柳瀬委員	部活動の地域移行を進めている中で、学校の管理下で救急搬送事案が発生した場合は対象となると思うのですが、地域クラブ等の場合はどうなるのでしょうか。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	検討段階ではありますが、地域移行中については対象とし、移行後は対象外とする方向で考えております。

森田教育長	病院によって金額に幅がありまして、この表を見ると高いところでは1万3,200円とかなりの高額になっているのですよね。
和泉委員	病院によって違うのですよね。搬送先の病院は選べないですよね。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	はい。選べないですが、かかりつけ医がある場合はそちらを指定される場合があるようです。かかりつけ医への搬送の場合は、選定療養費を徴収されないことが多くあるようです。
坂口委員	先生方の緊急時の対応については、どのような研修をしているのでしょうか。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	学校ごとに異なりますが、安全確保に関しては学校にて適宜研修等を行っていただいています。特にAEDの使用に関しては、新任の教職員を対象に研修を行っていると考えております。
坂口委員	私も事業者の立場で、緊急時の訓練等を行っているのですが、緊急の事例はなかなか頻繁にあるものではないので、緊急時の判断というのは、先生たちにも難しさがあると思います。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	学校が救急車を呼ぶ機会としては、怪我はもちろんですが、給食でのアレルギー反応も多いです。アレルギーに関する研修会は年に1度以上必ず開催しております。また、ヒヤリハット事例の共有も行っております。安全確保に努めています。
森田教育長	緊急対応マニュアルがあつて、そのマニュアルを共有した上で、訓練を行っています。訓練は学校ごとに最低でも年に1回は行っていると思いますし、他にも内容ごとに研修を行っていると思います。
坂口委員	いざ緊急の状況に直面すると、研修を受けていてもドキドキしますし、パニックにならずに動くのは本当に難しいです。近くにいる人だけで対応するのではなく、応援を呼んでチームで対応することが大事だと思います。遠慮なく助けを呼ぶという意識を先生たちの間で持っておい

	てもらえれば、気持ちとしても少し楽になるのではと思います。
倉田委員	基本的には複数人で対応することになっているはずですね。
柳瀬委員	私のところでも緊急対応マニュアルは必ず携帯することになっていま すし、名簿と緊急連絡先を一括で管理していますが、学校ではどのよう にして管理しているのでしょうか。緊急搬送の際に聞かれると思うので すが。
倉田委員	体質に事情がある子については養護教諭が情報を把握しているはずで す。
柳瀬委員	そうすると、養護教諭に確認するのですかね。
倉田委員	データとしては学校で持っているはずですね。
柳瀬委員	そのデータがすぐに出てくるようになっていれば良いのですが、どう なのでしょう。
森田教育長	緊急対応マニュアルは教室にぶら下げていて、個人については、特異 な体質がある子について4月に全員で情報を共有し、職員室に情報をま とめたものを保管しています。養護教諭の頭の中には大体の情報は入っ ているはずですよ。アレルギーを持っている子が多いですね。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	はい。アレルギーについては、年度の初めに保護者の同意を得た上 で、エビペンの管理場所を学校で共有し、緊急搬送時に消防に情報を共 有できるようにしています。
森田教育長	元々アレルギーの情報が無かったのに、アレルギーの症状が出たとい う事例もありましたよね。
柳町教育局次長 兼健康教育課長	はい。今までアレルギーの反応が出たことが無かったものの、体調が 良くない時に、給食後に運動をしたらアレルギーの症状が出てしまった

森田教育長	という事例がありました。 運動で誘発されてしまったということですよね。そういった時の対応については、先生たちはかなり理解できてきていると思います。 この件については、よろしいでしょうか。もし無ければ、坂口委員が市町村教育委員会の研究協議会に出席されて、その内容について報告があるということです、お願いできればと思います。
坂口委員	9月12日に開催された回に出席しまして、給特法の改正に関する説明を受け、その後に2つのテーマについての分科会に参加してきましたので、ご報告します。参加にあたって、事前に担当課の皆様からつくば市の状況をお伺いしまして、そのおかげでつくば市の状況について他の自治体に共有することができました。ありがとうございました。 まず、給特法の改正については、文科省初等中等教育局の企画官から説明がありました。教員の勤務実態や時間外労働の状況、教員不足の現状について説明があり、その後、今回の改正のポイントについて説明がありました。単純に教員の給与を上げるという話ではなく、働き方改革のさらなる加速、学校の人員体制の充実、教員の処遇改善の3つの要素からなるものだということでした。働きやすさと働き甲斐の充実を実現したいとお話しされていて、その中で、働き方改革の推進について特に強調していました。教育委員会に対し、業務量の適切な管理等を実施するための計画を策定して実施状況を公表することや、実施状況の総合教育会議への報告が義務付けられるとのことでした。また、学校における実施確保のための措置として、公立学校が学校評価の結果に基づき講ずる学校運営の改善を図るための措置が、計画に適合するものとなることを義務付けるとのことで、趣旨としては、より良くしようとするだけでは仕事がどんどん増えていく一方なので、スクラップアンドビルドをしていってほしいということでした。また、公立学校の校長が学校運営協議会の承認を得ることとなっている学校運営の基本的な方針に、健康確保措置の内容を含め、業務量の管理を義務付けるとのことでした。働き方改革の実現のためには地域の方の協力が不可欠であるため、一緒に地域の方と考えていってください、とおっしゃっていました。 続いて、分科会について報告します。1つ目の分科会は、学校部活動

	の地域連携、地域クラブ活動への移行についての分科会に出席しました。4人ずつのグループに分かれまして、私は加古川市、長岡京市、亀岡市の方と同じグループでした。加古川市以外は実施し始めたところと言っていましたが、加古川市は10年ほど前から地域クラブ活動への移行を進めてきたということでした。特に合唱と吹奏楽が盛んな地域だということで、文化部から移行を開始して、土曜日と日曜日は完全移行をしているようです。地域に素晴らしい指導者がいてその方々が土日の指導にあたってくれているので、とてもありがたいことである一方で、平日との差が生じてしまっていて、どうしようかと思っているとのことでした。その他の部活動についてはこの春から移行を始めていて、ソフトボール、ハンドボール、サッカーを先行して進めているということでした。夏に地域への説明をしたところ、批判の声は特に上がらなかったということです。文化系の部活動や水泳指導を地域クラブに移行していたからかもしれないとおっしゃっていました。 分科会の最後に全体で共有する時間があつたのですが、交通費や謝金、指導者不足がどの地域でも共通の課題となっていて、スポーツ庁の方が財務省に通って予算確保に尽力しているということでした。また、自治体の端の地域は隣接自治体の方が近いことがあるので、自治体を跨いで連携する話が挙がっているとのことでした。部活動が居場所になっている子が地域移行により居場所がなくなるのではないかと懸念している委員もいましたが、つくば市で検討を進めている地域クラブ認証制度の話をお伝えしたところ、今までの学校部活動よりも居場所が増えそうで良いですねという反応を頂きました。 2つ目の分科会は、地域と学校の連携協働をテーマとする分科会に出席して、コミュニティ・スクールの状況を共有しました。こちらは和歌山市、四日市市、佐賀市、大津市と同じグループでした。佐賀市以外の3市は人口が30万人から35万人でつくば市より大きな規模で、佐賀市のみがつくば市と同じぐらいの規模ですが、佐賀市では平成19年から始めていて、組織化して実施しているということでした。また、他の3市も10年程度前から始めているとのことでした。全域で一斉に行うのではなく、先行して一部の地域から進めているとのことでしたが、地域と学校の関係が密なところでは、コミュニティ・スクール化が負担だという反応があつて、逆になかなか進まないという話も挙がりました。ただ、
--	--

	校長が代わると少しずつ地域との関係性が変わっていくので、コミュニティ・スクールを導入することで安定的に地域の方と協力することができのではないかともおっしゃっていました。また、メンバーが固定化されてしまい、疲弊している状況になっていると聞いたので、今後つくば市でも課題になってくるかもしれないと思いました。大津市からは、2011年に発生したいじめ問題の事案に関する話が挙がりまして、その時は大変だったものの、毎年のように校長や教頭が変わったことで、逆に地域がより強固になって、コミュニティ・スクールの前身となるような形ができて、今は地域と連携することができているとおっしゃっていました。報告は以上です。
森田教育長	ありがとうございます。お疲れ様でした。委員の皆様から、この件について質問はありますか。はい、柳瀬委員どうぞ。
柳瀬委員	給特法について、教員調整額の金額を上げるということはある程度残業をすることを認めるような方向になるのではと個人的には気になっているのですが、そういったという意見は出ましたか。
坂口委員	とにかく速いペースで説明していただいて、そこでは質問をするような時間が無かったのですが、そのような意見は出ませんでした。
森田教育長	目安としては月の時間外勤務を30時間以内にするようにと示されているのですが、現在つくば市ではいろいろと工夫をしているものの30時間を超えている状況でして、30時間以内に収めるというのは非常に大変だと感じております。人を増やさずに働く時間を減らすというのは、本当に簡単なことではありませんからね。 この件について、他にはよろしいでしょうか。無いようですので、他に委員の皆様から何かありましたらお願いします。はい、和泉委員どうぞ。
和泉委員	先月ご報告いただいた社会教育委員会議の答申についてお伺いしたいことがあります。答申を読んで、コミュニティ・スクールが始まっている中で、どのようにより良いものにしていくかという視点で、現状を踏

	まえて細かく丁寧に答申されていると思いました。今後、答申の内容をどのように活用していこうと考えていらっしゃるのでしょうか。
瓜阪生涯学習推進課課長補佐	答申については、1つ目が持続可能な体制づくりを期待しますということ、2つ目が地域と学校の信頼関係の構築に努めてくださいということ、3つ目が地域人材との連携を深めてくださいということ、その3つの視点から答申を受けたと認識しております。 1点目については、委員へ働きかけを行い、これまで教職員が担っていた部分、例えば議事録の作成や発送通知の発送等を、地域住民が担ってくれる協議会がすでに出てきております。また、2点目については、かねてより周知活動の強化の必要性を感じており、今年度はコミュニティ・スクールだよりを発行し、区会回覧等で広く周知に努めているところです。3点目については、これまでも連携の深められるよう努めてきましたが、学園間の推進委員の交流も大切であると考え、今年度は研修会の内容を工夫して実施できればと考えております。答申を頂いた3つの観点について、引き続き担当課で検討し、今後もアップデートしていければと思っております。
和泉委員	かみ砕いて伝えるのではなく、自分で読み込むことで、最初の段階としては良いのではないかと思います。そうすることで、各学園のコミュニティ・スクールでの議論に繋がっていくのではないかと思います。あと、来週に教育振興基本計画の会議がまた開催されるのですが、生涯学習の部分がまだ鮮明にはなっていないので、委員の方に事前に読んでもらうようお願いしても良いのではないかと思います。以上です。
森田教育長	ありがとうございます。答申を受けて担当課としてどのようにしていくかも大切ですが、学校や地域の方を含めて、皆がこれを読み込んで理解していくことも大事ですね。
瓜阪生涯学習推進課課長補佐	おっしゃるように、担当課がどうするかはもちろんですが、答申の内容をいかに知っていただくかも大切だと思っております。各学校に対し答申について周知し、管理職だけではなく、一般の教職員の方にも目を通していただくようお願いしているところです。

森田教育長	教育振興基本計画の策定にも関わってくる話ですよ。
山岡教育総務課長	はい。次回の委員会に向けて、樋口委員長と昨日事前打合せをしまして、その際にコミュニティ・スクールの取組みの部分で、今までの取組みの項目の中でコミュニティ・スクールの名称自体が入っていない状態でしたので、コミュニティ・スクールの推進といった形で具体的に記載すると良いのではというご意見を頂いたところです。
森田教育長	他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
委員一同	はい。
6 閉会	
森田教育長	以上をもちまして、令和7年9月定例会を閉会します。ありがとうございました。

◎会議録の調製

署名年月日	令和7年（2025年）10月29日
調製者	久保田 靖彦